

日本ダンス議会（JDC）中部総局アマチュア選手昇降級規定

1 日本ダンス議会（JDC）中部総局における昇降級を次のように規定する。

2 本総局所属の選手の昇級は次の基準により昇級資格を与える。

イ ノービス級よりD級

ノービス級競技会において15%以内（小数点以下切り上げ）の成績を得たとき即日D級に昇級する。（最高6組）

(参考)	出場組数	成 績	昇級組数
	2組～6組	1位	1組
	7組～13組	1位～2位	2組
	14組～19組	1位～3位	3組
	20組～26組	1位～4位	4組
	27組～33組	1位～5位	5組
	34組以上	1位～6位	6組

ロ C級への昇級

D級競技会において、10%以内（小数点以下切り上げ）の成績を得たとき即日C級に昇級する。（最高6組）

ハ B級への昇級

C級競技会において、10%以内（小数点以下切り上げ）の成績を得たとき即日B級に昇級する。（最高6組）

ニ A級への昇級

A級及び、B級競技会において、10%以内（小数点以下切り上げ）の成績を年度内に2回得たとき、その年の末に、A級への昇級資格を与える。

※ 他総局の競技会において、上記成績を得た場合にも、昇級に反映する。
但し、1週間以内に競技部に報告すること。

2 本総局所属の選手の降級は次の基準による。

イ A級よりB級

一年間を通じA級競技会において決勝以上の成績を得られなかった選手

一年間を通じミドルシニアA級競技会において決勝以上の成績を得られなかった選手

ロ B級よりC級

一年間を通じ準決勝以上の成績を得られなかった選手

一年間を通じミドルシニアA級及び、ミドルシニアB級競技会において決勝以上の成績を得られなかった選手

ハ C級よりD級

一年間を通じ1次予選通過の成績を得られなかった選手

ニ D級よりノービス

一年間を通じ1次予選通過の成績を得られなかった選手